

広島藩の 富くじ



富くじというのは、今で言う宝くじのことである。大勢の人から少しずつお金を集めて若干の人に当選金を出し、主催者には利益が残るといふ興行で、賭博に近い性質を持っている。実際、「富くじ」という言葉は、現行の刑法にも載っており(つまり法律で禁じられており)、刑法第二編第二十三章「賭博及び富くじに関する罪」において、発売や取次ぎをした者への罰則が規定されている。

日本での富くじの起源は中世に遡ると言われているが、盛んになったのは江戸時代になってからである。幕府は一部を除いて富くじ興行を禁じ、江戸時代を通じて何度か禁令を出しているが、実際には各地で盛んに行われていたようである。

広島藩もその例外ではなく、藩内の各地でしばしば富くじが行われていた。有名なのは宮島・尾道・三次・御手洗・帝釈などである。このうち宮島での富くじ興行は藩が主体となって行われており、その収益は藩の収入になる仕組みであった。

県立文書館の収蔵文書の中にも、これらの富くじ札が何点か含まれている。残念ながら、富くじ興行の仕組みや裏側を直截に教えてくれる資料は残されていないが、これらの富くじ札は盛んだった広島藩の富くじの痕跡を窺わせるものである。

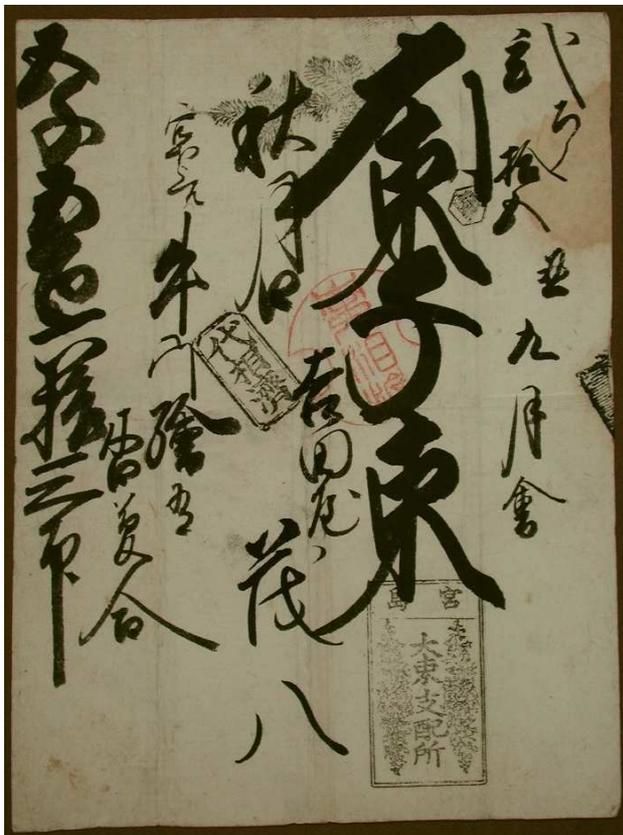
参考 青木茂著『近世日本における富籤の社会経済史的
研究』(昭和37年)

富くじの仕組み

富くじのやり方は、今の宝くじとは仕組みが異なっていて、買った札の番号で「何番大当たり」とするような単純なものではなかった。ただし、詳しい方法（たとえば、くじの売り方、当たりの決め方、賞金との引き換え方法、等々）は、残された富くじ札や合鑑紙だけではほとんどわからない。

もと広島藩士であつた小鷹狩元凱の書き残したところによれば、宮島の富くじはおおよそ次のように行われていたらしい（小鷹狩元凱『広島雑多集』元凱十著『所収』）。

- 一 合鑑紙と木駒を買う（一〇一〇羽）
 - 二 合鑑紙に何か識別のための文言を書き入れ、検印を受けたあと購入者が所持
 - 三 主催者側で同じ文言を木駒に書き写す
 - 四 木駒を集めて桶に入れ、公開の場で錐で突く
 - 五 主催者が突き上げられた木駒の文言を読み上げると、同じ文言を書いてある合鑑紙を持っている者が当たりと判明する
 - 六 売り上げの5%は藩の収入になる
- 実際に残された資料は、合証文とそれに対応する富札である。この二枚が一对一对応するものであることは、書き入れられた識別文言（下の資料では牛の絵）やその他から判明する。
- 合証文が小鷹狩の言う合鑑紙であることは間違いないが、富札そのものがくじの興行の中でのように登場する（使われる）のが今ひとつ不明である（小鷹狩の説明にも出てこない）。



宮島の富くじ札（左）とその合証文（合鑑紙）（右）

永井弥六氏収集文書

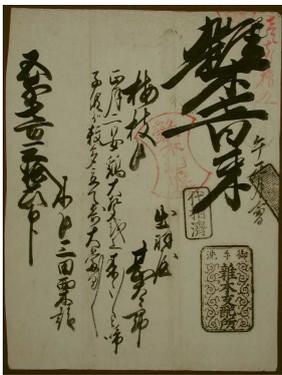
広島藩で行われていた富くじは、禁制であることを憚ってか、物品の入札という見かけを装っている（実際には富くじそのものである）。土地によってその物品は異なっており、宮島では大東（薪の意味であろう）、尾道は畳表、三次は麻苧^{あさお}、帝釈は多葉粉（煙草）であった。購入者が書く識別の文言は、大体が戯言の類であるが、中には絵を描く者もいた。上の合証文では牛の絵が描かれている。双方に書いてある「吉田屋茂八」は富くじを売る取次の名であろう。



宮島の富くじ札と合鑑紙

永井弥六氏収集文書・橋本家文書

これらの「大束千束」と書いてある富くじ札は、大束1000束が当たったことを示す当たり札だと思われる（右頁のものも同様）。ただし、たくさん残っているので、これは小額の当選だったはずである。全体の規模や当選金額の総額が不明なので、大束1000束がいくらに相当するのかわからない。



御手洗の富くじ札（左）と合鑑紙（右）

永井弥六氏収集文書

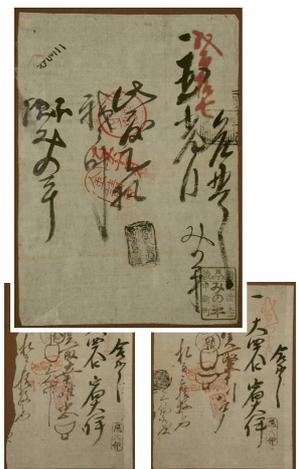
御手洗では雑木の入札という形で富くじが行われていた。雑木700束というのは、当選金額としては一番下のものであるが、今のお金に換算すれば、10万円～20万円ぐらいには相当するだろうか。



三次の富くじ札

永井弥六氏収集文書

三次は麻苧の入札という形をとっている。この2枚は識別文言「以後の楽」が同じであり、数字「貳万千四百壹印」も同じである。どうしてそうなのかわからないが、紙面に「貳度揚」という印が押していることが関係あるのかもしれない。



尾道の富くじ合鑑紙

青木茂氏旧蔵文書・永井弥六氏収集文書

これらはくじにはずれた合鑑紙であろう。彩色の三番叟の絵について、青木茂氏は、売りに出す側が目を引こうとして描いたものだと述べているが、右頁の牛の絵と同じと考えれば、（実際に筆を執った人が誰であれ）これは購入者側で描いたものということになる。

富くじの当選金と収益

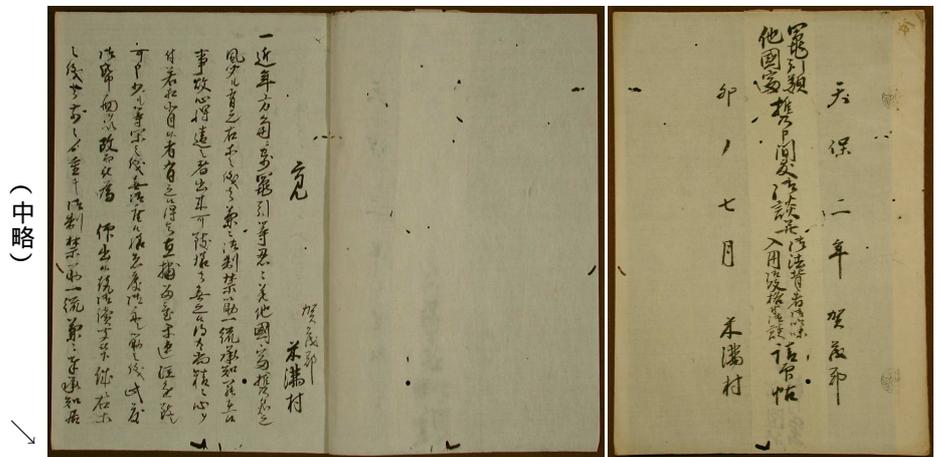
宮島の富くじは藩営であったが、内実を示す資料がないので、どのくらいの規模でどれだけの収益があったのか、詳しい数字は不明とするしかない。

広島藩領の他の事例では、売上高の七割が当選金に充てられ、残り三割を諸雑費と収益金とするのが普通のものである。

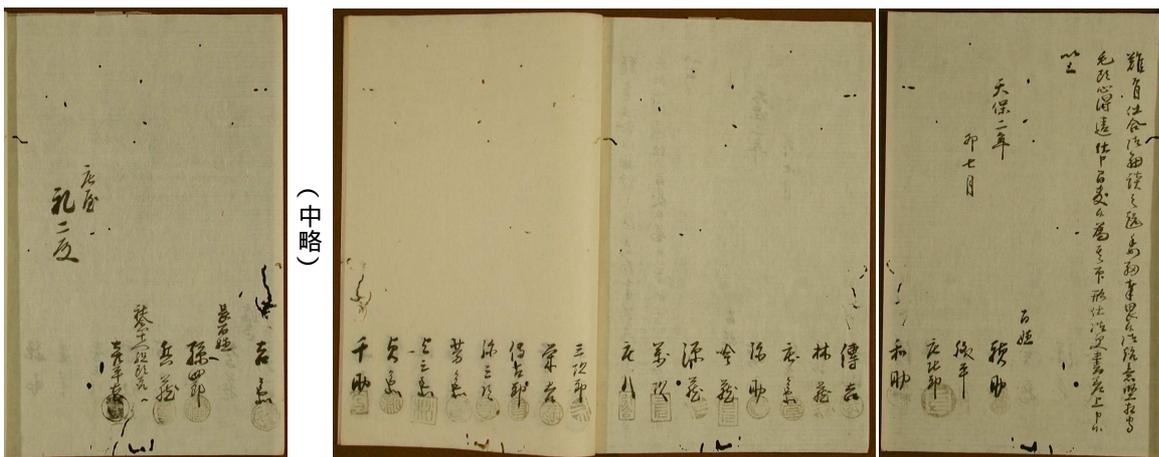
青木茂氏の推定によれば、宮島の富くじは一番規模の大きい時で、藩の儲けが一年に二千両ぐらいいなつたという（今では一億数千万か）。

今の宝くじでは、当選金は総売上高の半分以下、諸雑費を除いた収益金は約四割となっており、これに比べれば、富くじの利益率は少ないと言える。

ただし、くじそのものの値段は、今の物価に大雑把に換算すると数千円から一万円くらいで相当高い（庶民は何人がで金を出し合って一枚買ったりしている）。しかし、売上高に占める当選金の割合は大きいほうなので、買つ側の期待値は高めである。



(中略)



(中略)

他国の富くじに携わること等を禁ずる旨につき請印帖

天保2年(1831)7月 平賀家文書

広島藩では領民が他国(他領)の富くじに参加することを禁じていた。富くじそのものが幕府の禁ずるところだったためでもあるが、富くじがその本質上、賭博と同類であるため、領内の財貨が他領へ無意味に流出するのを禁ずる意味があったと考えられる。藩当局は特に厳しく領民に言い聞かせ、村ごとに全村民の請印帖を差し出させている。